

令和8年度児童相談所における第三者評価業務委託
提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を付けます。評価委員1人あたり、評価点の満点は100点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上ある場合の対応

「評価基準兼評点表」の「事業の実施内容、事業の実施体制、適正な事業実施 (No. 2・3・4)」の評価点の合計が高い提案者を上位とします。

それでもなお同点の場合には、「法人の運営能力 (No. 1)」の評価点の合計が高い提案者を上位とします。

4 評価委員会を欠席した評価委員の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の視点及び基準については、「評価基準兼評点表」のとおりです。

(2) 各評価項目にて1～5の5段階評価を行い、係数を乗じた数値を評価点数とします。

(3) 評価委員1人当たりの評価点数の60%を基準点とします。採点の結果、1人でも基準点に達しない場合は原則として不適格とします。